

平成11年中の救急・救助の概要

救急救助課

「救急の日」を前に平成11年中の救急・救助業務の実施状況を速報値として公表いたしましたので、その概要を紹介します。

救急業務の概要

1. 救急業務実施体制の現況（平成12年4月1日現在）

救急業務実施市町村数は、全国3,230市町村（672市、1,990町、568村）の98.0%に当たる3,167市町村（672市、1,966町、529村）となっています。（東京都の特別区は1市と

して計上している。以下同じ。）

救急隊員の資格を有している消防職員は、9万7,262人（前年9万4,841人）であり、このうち、現に救急業務に従事している救急隊員は、5万6,128人で前年（5万5,717人）に比較して411人（0.7%）増加しています。また、救急隊数は、4,582隊で前年（4,553隊）に比較して29隊（0.6%）増加しており、救急自動車の保有台数は、5,345台で前年（5,251台）に比較すると94台（1.8%）増加しています。

○救急業務実施市町村数及び救急業務実施市町村人口

区 分	平成11年 4月1日現在	平成12年 4月1日現在	対前年増減数	対前年増減率 (%)
救急業務実施 市町村数	3,163	3,167	4	0.1
救急業務実施 市町村率 (%)	97.9	98.0	0.1	
救急業務実施 市町村人口	125,312,473	125,336,907	24,434	0.02
救急業務人口 カバー率 (%)	99.8	99.8	0	

注) 救急業務人口カバー率は、平成7年国勢調査確定人口125,570,246人との割合による。

○救急隊員数等

区 分	平成11年 4月1日現在	平成12年 4月1日現在	対前年増減数	対前年増減率 (%)
救急隊員としての資格 を有する消防職員数	94,841	97,262	2,421	2.6
現に救急業務に従事し ている救急隊員数	55,717	56,128	411	0.7
救 急 隊 数	4,553	4,582	29	0.6
救急自動車保有台数	5,251	5,345	94	1.8

2. 救急業務の実施状況（平成11年中）

救急出場件数は、救急自動車及びヘリコプターによる出場も含め393万999件（前年370万2,075件）で、搬送人員は376万1,119人（前年354万6,739人）であり、それぞれ22万8,924件（6.2%）、21万4,380人（6.0%）増加しました。また、救急自動車による出場件数は、全国で一日平均約10,767件であり、8.0秒に

一回の割合で出場し、国民の33人に一人が搬送されたこととなります。

現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間）の全国平均は、6.1分（前年6.0分）となっており、収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関に収容されるまでに要した時間）の全国平均は、27.1分（前年26.7分）となっています。

○救急出場件数及び搬送人員の前年度比較

区 分	救急出場件数				搬送人員			
	全出場件数（件）				全搬送人員（人）			
		うち救急車による件数	うちヘリによる件数	増加数 前年比（%）		うち救急車による件数	うちヘリによる件数	増加数 前年比（%）
平成10年	3,702,075	3,701,315	760	225,571 (6.5)	3,546,739	3,545,975	764	204,459 (6.1)
平成11年	3,930,999	3,930,024	975	228,924 (6.2)	3,761,119	3,759,996	1,123	214,380 (6.0)

○救急自動車による救急業務実施状況

区 分	平成10年中	平成11年中	増 減 数
時間当たり出場割合	8.5秒に1回	8.0秒に1回	△ 0.5秒
国民当たり搬送割合	約35人に1人	約33人に1人	△ 2人
現場到着平均時間	6.0分	6.1分	0.1分
収容平均所要時間	26.7分	27.1分	0.4分

- 注) 1 国民当たり搬送割合は、平成7年国勢調査確定人口125,570,246人との割合による。
 2 現場到着平均時間とは、覚知から救急自動車による現場到着までの平均所要時間をいう。
 3 収容平均所要時間とは、覚知から救急自動車による医療機関収容までの平均所要時間をいう。

3. 救急業務高度化の状況

平成12年4月1日現在、救急救命士の資格を有する消防職員の総数は、9,027名で、救

急救命士による業務は、全国907消防本部のうち87.3%にあたる792本部で運用実施されています。

○救急救命士の運用状況の推移

区 分	資格者数	運用人数	運用隊数	運用本部数
平成4年	591	483	168	13
5年	1,003	541	221	53
6年	1,798	1,369	499	148
7年	2,748	2,232	730	263
8年	4,164	3,338	1,057	430
9年	5,524	4,556	1,333	554
10年	6,920	5,846	1,678	666
11年	7,523	6,757	2,040	751
12年	9,027	8,016	2,345	792

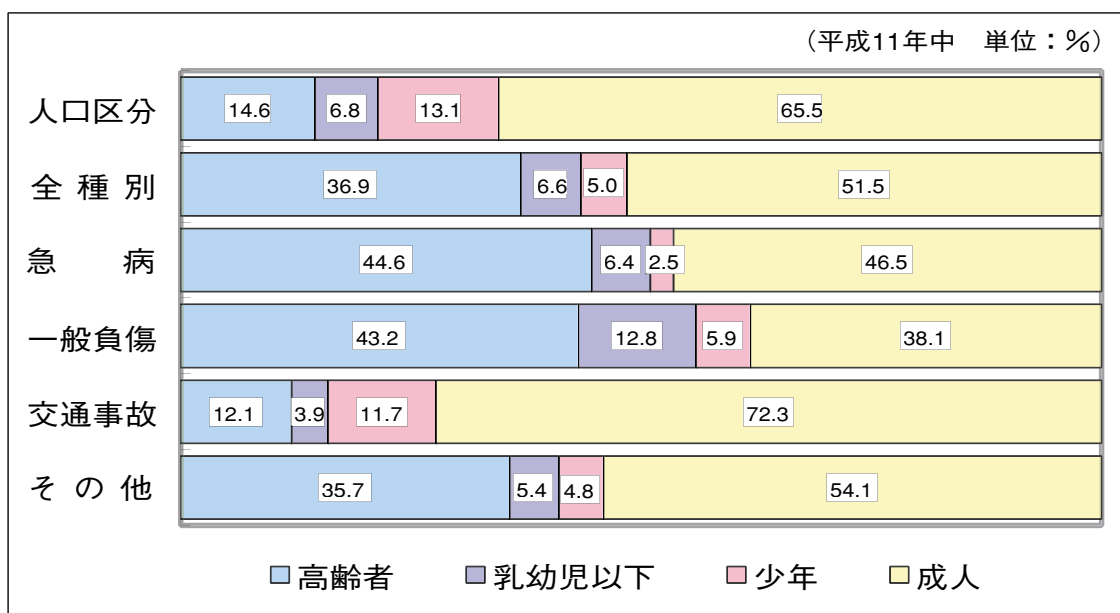
注) 本表は、平成4～7年が8月1日、平成8年以降は4月1日現在の数値である。

4. 高齢者搬送割合の増加

平成11年中の救急自動車による搬送人員のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は、これまでで最も高い36.9%となりました。

また、救急事故種別搬送人員のうちで高齢者の最も多い事故種別は「急病」で44.6%、次いで一般負傷の43.2%でした。

○救急自動車による搬送の事故種別年齢区分別状況



注) 1 年齢区分は、次による。

(1) 乳幼児以下 満7歳未満の者

(2) 少年 満7歳以上満18歳未満の者

(3) 成人 満18歳以上満65歳未満の者

(4) 高齢者 満65歳以上の者

2 人口区分は、平成7年国勢調査人口による。

救助活動の概要

1. 救助活動実施体制の現況（平成12年4月1日現在）

平成12年4月1日現在、全国で救助隊を設置している消防本部は、907消防本部の95.6%に当たる867本部となっています。

救助隊を設置している消防本部の管轄対象となっている市町村は、全国の3,230市町村

のうち94.3%に当たる3,049市町村（669市1,866町514村）となっています。

救助隊は全国に1,538隊設置されており、前年の1,528隊と比較し、10隊（0.7%）増加しており、このうち31.2%に当たる480が専任救助隊となっています。なお、救助隊員数は、2万4,101人（うち専任6,994人、兼任1万7,107人）となっています。

○救助活動体制の現状

区 分	平成11年 4月1日現在	平成12年 4月1日現在	対前年増減数	対前年増減率 (%)
救助隊設置消防本部数	869	867	-2	-0.2
救助業務実施市町村数	3,037	3,049	12	0.4
救 助 隊 数	1,528	1,538	10	0.7
救 助 隊 員 数	23,846	24,101	255	1.1

2. 救助活動の実施状況（平成11年中）

平成11年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数6万6,558件（前年6万1,785件）、そのうち救助活動件数は、4万2,548件（前年3万8,241件で、救助人員は4万4,081人（前年4万0,456人）となっています。

また、救助活動を実施するために出動した人員は、延115万8,356人（うち消防職員97万5,314人、消防団員18万3,042人）でした。

火災時における救助活動の状況は、救助活動件数6,692件（前年6,373件）、救助人員1,256人（前年1,115人）、救助出動人員延べ42万6,680人（うち消防職員27万8,490人、消防団員14万8,190人）となっており、火災以外の災害時における救助活動の状況は、救助活動

件数3万5,856件（前年3万1,868件）、救助人員4万2,825人（前年3万9,341人）、救助出動人員延べ73万1,676人（うち消防職員69万6,824人、消防団員3万4,852人）となっています。

事故種別ごとに救助活動の状況をみると、救助出動件数で最も多いのは、交通事故の3万4,402件で全体の51.7%を占めています。次いで、建物等による事故8,875件（13.3%）火災6,692件（10.1%）の順となっています。

また、救助活動件数でも交通事故が最も多く1万9,669件で全体の46.2%を占め、次に多いのは、建物等による事故の6,902件（16.2%）、以下、火災、水難事故の順となっています。

救助人員については、交通事故によるものが最も多く、2万5,645人で全体の58.2%を占めており、救助活動1件あたり平均1.3人を救助していることとなります。次いで建物

等による事故の7,074人（16.1%）以下、水難事故、火災、機械による事故（火災、機械による事故は同率）の順となっています。

○救助活動の状況

区 分	平成10年中	平成11年中	対前年増減数	対前年増減率 (%)
救助出動件数	61,785	66,558	4,773	7.7
救助活動件数	38,241	42,548	4,307	11.3
救 助 人 員	40,456	44,081	3,625	9.0

- 注) 1 救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数である。
 2 救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数である。

○事故種別救助活動状況（平成11年中）

区 分	火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	自 然 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	爆 発 事 故	そ の 他	合 計
救助出動 件数(件)	6,692 (10.1)	34,402 (51.7)	3,076 (4.6)	593 (0.9)	1,895 (2.9)	8,875 (13.3)	268 (0.4)	11 (0.0)	10,764 (16.1)	66,558 (100)
救助活動 件数(件)	6,692 (15.7)	19,669 (46.2)	1,949 (4.6)	340 (0.8)	1,006 (2.4)	6,902 (16.2)	116 (0.3)	5 (0.0)	5,869 (13.8)	42,548 (100)
救助人員 (人)	1,256 (2.8)	25,645 (58.2)	1,849 (4.2)	1,341 (3.0)	1,230 (2.8)	7,074 (16.1)	113 (0.3)	4 (0.0)	5,549 (12.6)	44,081 (100)

- 注) 1 () 内は構成比 (%) を示す。
 2 火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって、救助出動件数と救助活動件数は、同数となっている。

ヘリコプターによる救急・救助業務の実施状況

平成11年中の消防・防災ヘリコプターによる救急及び救助出動件数は、1,906件となり、平成10年中の1,459件に比べて447件増加しています。

全国の消防・防災ヘリコプターの整備状況は、67機（平成11年度末現在）となっており、平成12年度末には68機となる見込みであり、整備が進むにつれて救急救助事案での活動も増加しています。

消防庁においては、消防・防災ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な消防防災体制の確立に向けた検討を行っており、本年2月には、ヘリコプターによる救急出動基準ガイドラインを示しました。

今後、消防・防災ヘリコプターのさらなる整備の推進、運用体制の充実により、ヘリコプターの救急救助活動への活用が増加するものと思われます。

○ヘリコプターによる救急・救助業務実施状況

区 分	平成10年中	平成11年中	前年増減数及び増減率
救急出動件数	760件	975件	215件（28.3%）
救助出動件数	699件	931件	232件（33.2%）



平成11年中の危険物に係る事故の概要

危険物規制課

平成11年中（平成11年1月1日～平成11年12月31日）に発生した危険物に係る事故について、各都道府県からの定期報告をもとにとりまとめたので、その概要を紹介します。

1. 危険物施設の状況

平成12年3月31日現在における危険物施設の総数は、54万6,043施設（設置許可施設数）です。許可区別にみた施設数は表1のとおりであり、製造所及び移動タンク貯蔵所を除く危険物施設は漸減傾向にあります。

2. 危険物施設における事故の状況

平成11年中に発生した危険物施設における事故は、527件（前年541件）となっています。

このうち、火災は162件（同157件）、漏えい事故は269件（同281件）、その他の事故（火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等）は96件（同103件）となっています。

これらによる被害は、火災によるものが、死者4名（同4名）、負傷者45名（同60名）、損害額35億6,966万円（同31億1,747万円）、

また、漏えい事故によるものが、死者1名（同1名）、負傷者12名（同30名）、損害額5億4,877万円（同4億2,858万円）となっています。

危険物施設における火災及び漏えい事故件数（地震による事故を除く）は、昭和50年代中頃からおおむね緩やかな減少傾向を示していましたが、平成6年を境にして増加傾向に転じています。（図1参照）

(1) 危険物施設の火災

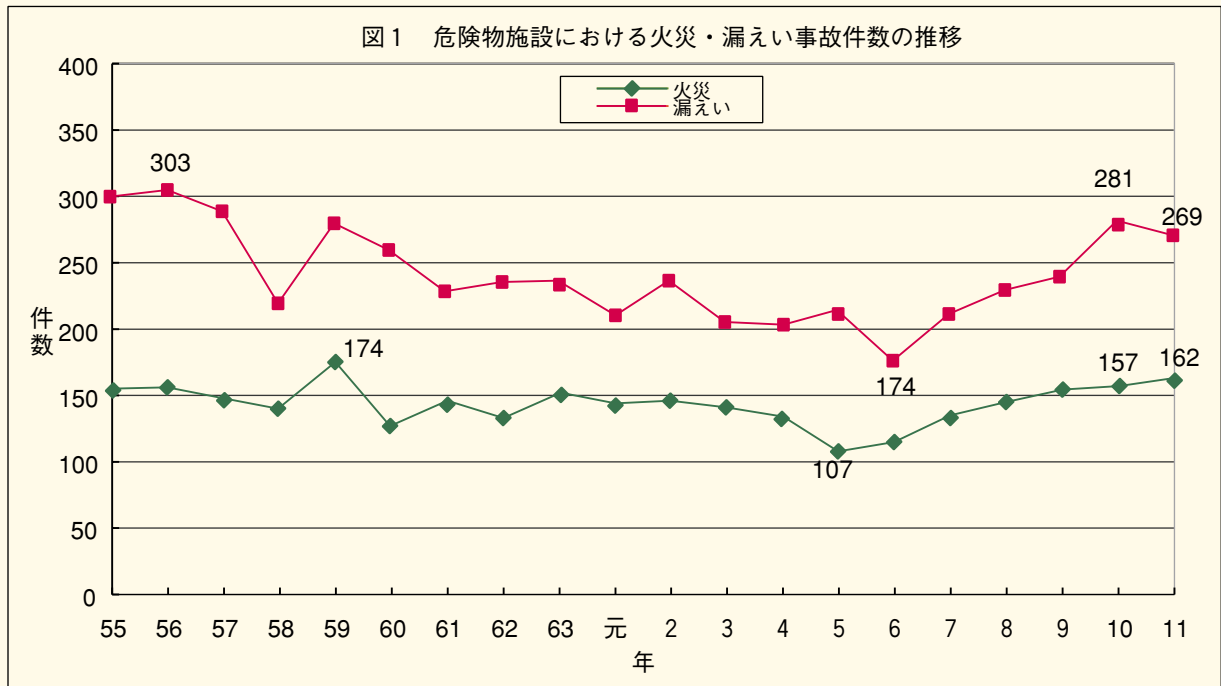
危険物施設区別の火災の発生件数は、一般取扱所が79件、給油取扱所が47件、製造所が27件の順となっていますが、1万施設あたりの火災の発生件数は、製造所が53.0件で最も高く、次いで一般取扱所の10.4件となっています。（図2参照）

また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、162件の火災のうち148件（91.4%）が当該危険物施設のみ火災でとどまり、8件（4.9%）が他の施設まで延焼し、6件（3.7%）が他の施設からの類焼により火災となっています。

表1 危険物施設数（設置許可施設数）の推移

各年3月31日現在

区分 年	製造所	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	給油 取扱所	販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	総施設数
平成7年	5,046	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	91,418	2,968	1,382	76,798	561,295
平成8年	5,071	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	92,037	2,916	1,378	76,751	561,094
平成9年	5,126	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	91,583	2,848	1,365	76,777	560,108
平成10年	5,159	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	90,226	2,787	1,359	76,779	556,647
平成11年	5,156	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	88,382	2,720	1,350	76,534	551,371
平成12年	5,145	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	86,616	2,655	1,343	76,250	546,043



(2) 危険物施設の漏えい事故

危険物施設区分別の漏えい事故の発生件数は、移動タンク貯蔵所が57件、一般取扱所が53件、給油取扱所が52件の順となっていますが、1万施設あたりの漏えい事故の発生件数は、移送取扱所が60.1件で最も高く、次いで製造所の11.8件となっています。(図2参照)

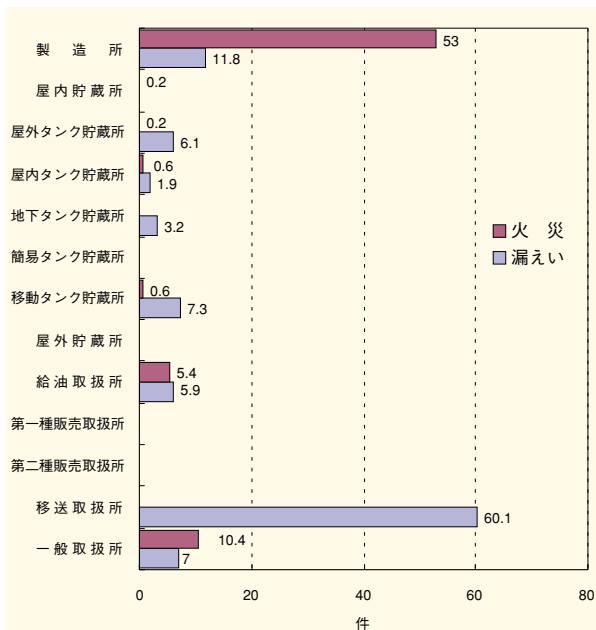


図2 危険物施設1万施設あたりの火災・漏えい事故の発生件数(平成11年中)

3. 危険物施設の事故の原因

(1) 危険物施設の火災発生原因

危険物施設における火災の発生原因は、人的要因が108件(66.7%)と最も多くなっています。(図3参照)

主な着火原因は、裸火が31件(19.1%)で最も多く、次いで高温表面熱20件(12.3%)、静電気火花19件(11.7%)となっています。

さらに、出火原因に関係した物質についてみると、162件の火災のうち90件(55.6%)

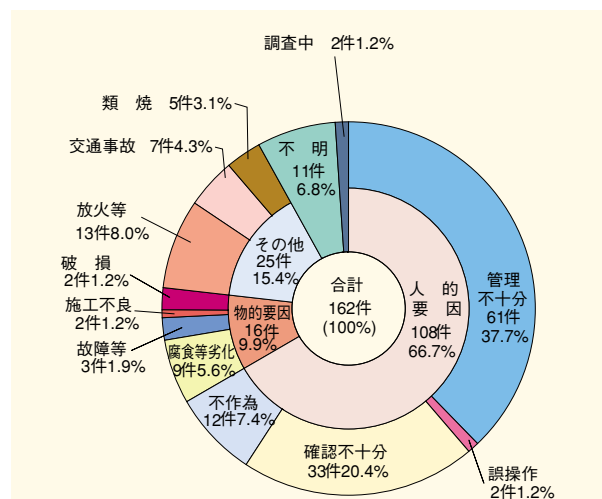


図3 危険物施設における火災発生原因

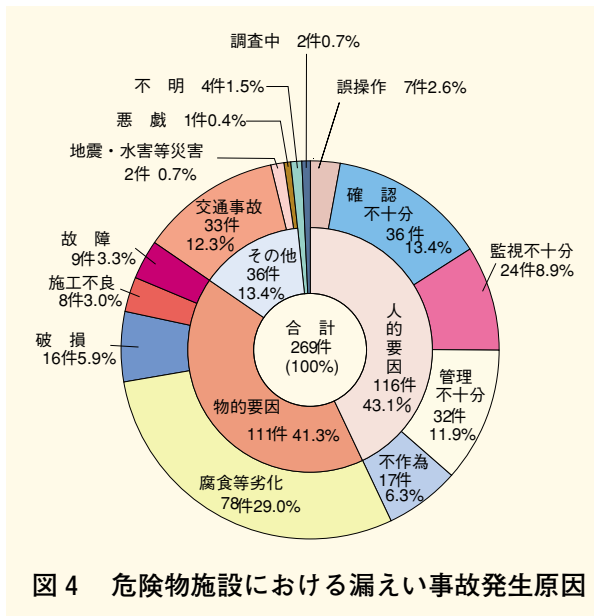
が危険物が出火原因物質となっており、このほとんどの84件（93.3%）を第4類の危険物が占めています。危険物の品名別では、第1石油類が40件で最も多く、次いで第3石油類19件、第2石油類12件の順となっています。

(2) 危険物施設の漏えい事故発生原因

危険物施設における漏えい事故の発生原因は、人的要因が116件（43.1%）、次いで物的要因が111件（41.3%）となっています。

発生原因を個別にみると、腐食等劣化によるものが78件（29.0%）と最も多く、次いで確認不十分ものが36件（13.4%）、交通事故によるものが33件（12.3%）となっています。（図4参照）

なお、腐食等劣化に起因した事故の多いことが、火災と比較した場合の漏えい事故の特徴です。



4. 危険物施設以外の危険物に係る事故

無許可施設においては、火災は14件（前年11件）発生し、負傷者3人（同5人）、損害額は19億0,292万円（同2億2,432万円）となっています。

また、漏えい事故は7件（同12件）発生し、死傷者はなく（同0人）、被害額は15万円（同816万円）となっています。

危険物運搬中においては、火災は12件（同13件）発生し、死傷者はなく（同4人）、損害額は1,643万円（同2,500万円）となっています。また、漏えい事故は21件（同11件）発生し、負傷者8人（同1人）、損害額430万円（同15万円）となっています。

5. おわりに

危険物施設における火災・漏えいの事故件数は、平成6年を境にして、減少傾向から増加傾向に転じています。また、事故発生原因をみると、火災の約7割、漏えい事故の約4割が管理不十分、確認不十分及び不作為などの人的な要因に起因して発生しています。また、漏えい事故の約3割は配管等の腐食等劣化に起因して発生しています。

これらのことから、次の事項に特に留意して、危険物施設の保安管理の徹底を図る必要があります。

- (1) 危険物施設の事業者は、他の事業所で発生した事故等を教訓として、保安教育の充実及び定期点検等の励行を徹底しましょう。
- (2) 消防機関等は、今まで以上に積極的に立入検査を実施し、危険物施設の事業者等の安全意識の向上や自主的な事故防止対策が進むような指導を徹底するとともに、与えられている措置命令等の行政権限を適切に行使し、危険物施設の安全を確保しましょう。

神話と歴史的文化遺産が息づく奥出雲

鳥根県木次町外9町村消防組合 雲南消防本部 消防長 廣澤 幸博

位置と地勢

雲南消防本部は、鳥根県の南東部（奥出雲）に位置し、出雲神話の重要な舞台とされ、悠久の歴史を秘めた静寂な奥出雲は、古くから「ヤマタノオロチ伝説」が語り継がれています。

『古事記』『日本書紀』によれば、高天原を追われたササノヲノミコトが降りたのが肥の河（斐伊川）上流の鳥髪（船通山）の地。ここでオロチにおびえるイナタヒメと出会います。そして斐伊川の下流に向かって出雲神話の舞台は広がっていきます。この伝説にちなんだ名所・神事・郷土芸能が今でも数多く残されています。

また、奥出雲地方でも良質な砂鉄と豊富な森林がある横田町では、古くからこの砂鉄と木炭を原料にした、たたら製鉄が営まれてきました。「日刀保たたら」では長く途絶えていた、たたら炎を復活。現在量産の直接製鋼法を行っているのは世界で唯一、ここ日刀保たたらだけです。ここで生産された玉鋼は全国250名の刀匠のもとに送られ、美術刀剣となっています。

また、吉田村には、300年前から200年以上にわたって創業されていた粘土製のたたらと、そこで作業するための建物（高殿）が、その当時のまま全国で唯一保存されています。

平成8年10月14日加茂町内の丘陵地から弥生中期から後期のものと言われる39個（国内最高）の銅鐸が出土しました。

消防本部の概要

雲南消防本部は、昭和46年4月に4町からなる組合消防としてスタートしました。以後、平成3年に2町、平成6年に4町村が加入となり、現在9町1村で構成され、管内は県内で2番目

の1,164平方キロメートルと広範な面積を有し、人口は約72,000人で1本部1署2分署、職員96名体制となっています。

自主防災組織等

予防行政の一環としての自主防災組織は、昭和57年から育成強化に取り組み、現在は管内の全幼稚園と小学校で100パーセント結成し、婦人防火クラブ312クラブ（10,304名）が結成され、各学校や地域において積極的に防災活動が行われています。

こうした自主防災組織の育成強化に取り組む一方、今日の高齢化社会の到来を予測し、消防行政の指針を「福祉消防」と位置付け、平成2年に災害弱者緊急通報システムの受信センターを開設、また、本年6月からは、聴覚に障害があり119番による緊急電話ができない方にファックス災害受信体制を整備しました。

救急業務高度化対策

広範な面積から、患者収容から病院到着までの搬送時間が平均38分を要することから、特に救命率向上のための職員研修や資器材の整備に取り組み、現在8名の救急救命士、7台の救急車（内3台は高規格救急車）を配備するとともに、年間2名ずつの救急救命士を養成しています。

おわりに

現在、中国横断自動車道尾道松江線が管内を縦断するため、その工事が着々と進んでいます。

平成13年4月には、常備消防として満30周年を迎えますが、当地は少子・高齢化と過疎化が進んでおり、消防団との連携を一層密にして「安全で住み良い地域」づくりのために努力する所存です。

放火による火災の防止

(予 防 課)

「放火」及び「放火の疑い」による火災は、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めています。平成11年中（速報値）も12,945件（全火災の22.1%）発生し、平成4年以降連続して1万件を超えています。また、放火火災の傾向としては冬から春先及び夜間から明け方（20時以降翌朝の6時までの間）にかけて多く発生しています。

放火予防対策の基本は、地域住民自ら放火火災に対する危機意識を持ち、安全で住み良い街づくりを進めていくことであり、特に次の点に注意して放火されない環境をつくるよう心がけましょう。

1. 建物に対する放火防止

建物に放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫・物置、共同住宅等の玄関ホールや階段室等の共用部分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりにおける放火が目立ちます。侵入を防ぐという観点からは、施錠管理をきちんと行うこと、照明器具を設置すること、防犯機器として市販されている侵入監視センサーなどを設置して警戒すること等が放火火災を防止する上で有効です。また、建物の周囲に燃えやすい物を放置せずにきちんと片づけておくようにしましょう。

夜間無人となる工事現場や空き家なども、放火されるおそれが高い場所であることから同様の措置を講ずるとともに、敷地内への侵入を防ぐための囲い等の設置、巡回監視等を行う必要があります。

2. 車両に対する放火防止

路上、建物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両の荷台やボディカバーなどに放火されるケース、施錠がされていない車両の内部に放火されるケースなどがあります。防止対策

としては、不要意に車を放置しないことが最も重要ですが、ボディカバーに防災製品を使用すること、また、駐車場に常夜灯の設置や車の施錠管理を徹底することも有効です。

3. ゴミなどに対する放火防止

夜間にゴミ捨て場のゴミや放置された新聞・雑誌等に放火されるケースが多く見られます。夜間にゴミを出さない、放置しないなど地域ぐるみで気をつけ合うこと、また、ゴミ集積場所のライトアップやコンテナ化などの放火防止対策も必要です。

4. 放火危険箇所の改善など

放火火災は、道路が狭く、死角の多いところや街灯などの明りが少ない場所、不要意に可燃物が放置されている場所で多く発生しています。

このような場所を改善するため、危険箇所チェック用マップ等を作成して自分の住む街を診断し危険要因を排除するように努めること、巡回広報等の警戒活動を実施していることをアピールするといった「見せる警戒活動」を実施していくことも有効です。

放火は不特定多数の人間の生命、身体及び財産を脅かす極めて悪質な犯罪です。放火の危険から地域社会を守るためには、住民、事業所、関係機関等が一体となって、放火されにくい地域環境を作り出す必要があります。地域の実情に即して、町内会、自治会、自主防災組織、事業所、関係機関等が連携し、協力体制を確立することによって地域全体で放火に立ち向かうようにしましょう。

石油ストーブなどの安全な取扱い

(予防課・危険物規制課)

平成11年中（速報値）におけるストーブによる火災は全国で2,002件発生し、中でも石油ストーブによる火災は1,404件で最も多く、ストーブによる火災の70.1%を占めています。また、ストーブによる建物火災の主な経過をみると、可燃物との接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱するの順となっています。

これから寒い時期を迎え、ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなりますが、火災を出さないよう、特に、次の点に注意しましょう。

1. 設置場所

- (1) ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。
- (2) カーテン等がストーブに接触しないようにすること。
- (3) ストーブの上方に洗濯物を干さないこと。
- (4) ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険があるものを使用しないこと。

2. 使用方法

- (1) 取扱説明書をよく読んで正しい使用方法で使用すること。
- (2) 石油ストーブ等に灯油を補給する場合は、石油ストーブ等の火は必ず消し、溢れ出ないように注意しながら、給油中はその場を絶対に離れないこと。
- (3) カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締め、漏れのないことを確認すること。
- (4) ストーブは対震自動消火装置付きのものを使用すること。

3. 点火及び消火の確認

- (1) 点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。
- (2) 就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

4. 設置方法

地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要のあるストーブは、きちんと固定すること。また、煙突がついているものは、金属や支線等を使用して固定すること。

5. 点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、安全装置等が故障している場合には、販売店等に修理を依頼すること。

6. 危険物の保管

- (1) 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク及び認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。
- (2) 保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
- (3) 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

本格的な冬の到来を迎える前に、暖房器具の点検を行いましょう。

雪害に対する備え

(防 災 課)

我が国は、急峻な山脈からなる弧状列島であり、冬季には、北からのシベリア寒気団による季節風が、そして、南から暖流が押し寄せるといふ国土条件のため、とくに日本海側で多量の降雪・積雪がもたらされます。そのため、屋根の雪下ろし中の転落や雪崩災害などの雪害が毎年発生しています。

雪による被害は、その地域の風・気温などの気象条件、地形条件、社会条件等による地域差があると考えられますが、一般的に、次のようなことに、起因して発生しています。

- 1 大量の降雪による交通障害など
- 2 雪の重さによる家屋の倒壊、倒木など
- 3 雪崩、融雪による洪水、地滑りなど

この中でもとくに人的・物的被害が甚大につながりやすいものは、雪崩です。

雪崩は、その速度がたいへん速く（概ね、表層雪崩で100～200km/h、全層雪崩で40～80km/h）、かつ、非常に破壊力があります。このため、一度の雪崩の発生が、多くの犠牲者をうみます。過去には、昭和61年1月26日新潟県能生町で発生した大規模な雪崩により、13名もの死者が発生した事例があります。また、最近では今年6月18日新潟県入広瀬村で雪崩が発生し、遭難者の救助活動中に巻き込まれ警察・消防職員等4名の方が亡くなりました。

したがって、雪崩からの被害を軽減するためには、集落を守るための雪崩対策事業を推進するとともに、事前に危険箇所を住民に周知徹底する、警戒避難体制の強化等総合的に雪崩対策を実施する必要があります。

そこで、国では、雪崩が発生しやすい豪雪のおそれがある地域については法律に基づいて「豪雪地帯」として、北海道、東北地方を中心に全県指定が10道県、一部地域として14府県が指定されています。これらの地域について、政府としては、道路、鉄道等の重要路線の除雪体制の強化、雪崩防止柵の整備など地域の産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な豪雪対策を推進しており、また、雪害災害に対する住民の理解と関心を深めるため、毎年12月1日～7日を「雪崩防災週間」として各種行事を実施しています。

消防庁では、都道府県と市町村が定める防災のための総合計画である地域防災計画の見直しを進める中で、災害発生の恐れがあるときに気象情報や防災上必要な情報をできるだけ早く収集し、住民に迅速かつ正確に伝達し、また、避難の指示等を的確に発し、住民の方々に確実に伝えるための情報収集伝達体制及び警戒避難体制を整備するよう要請しています。

今年も、警戒を怠らずに、国民一人ひとりが雪に対して十分な理解と認識を持ち、雪に強い安全なまちづくりを進めていくことが必要です。

消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進

(消 防 課)

消防自動車や救急自動車は、住民の安全を守るため、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、また、救急処置を行い、急病人などを速やかに病院へ搬送しなければなりません。

消防自動車等は、緊急時以外では、一般の交通ルールにしたがって走行していますが、緊急時には迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等がサイレンを鳴らして緊急走行してきた場合に、付近を走行中の一般の車両などは次のとおり、消防自動車等に道を譲って緊急走行を妨げてはならないことになっています。

- 1 道路の左側によって進路を譲る。
- 2 交差点付近では、交差点を避け、道路の左側によって一時停止する。
- 3 消防自動車等が高速道路などで本線車線に入ろうとしているときは、これを妨げてはならない。
- 4 歩道のない道路などを歩いている人は道路を譲る。

しかし、最近では、交通渋滞や違法駐車などによって消防自動車等の円滑な緊急走行が困難になることが多くなっており、場合によっては災害現場への到着が遅れてしまうこともあります。

消防自動車等の緊急走行について普段から関心を深めていただくとともに、円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご協力をお願いします。

- 消防自動車等が、サイレンを鳴らして緊急走行し、接近してきた場合には、周囲の道路事情に配慮しながら速やかに道を譲るよう心がけてください。
- 絶対に違法駐車をしないことはもちろんのこと、特に狭い道路、路地などで停車等をする場合には、消防自動車等の通行に支障のないように配慮してください。
- 渋滞した道路上や交差点付近では、特に交通が輻そうしていますので、消防自動車等から拡声機で呼びかけがあった場合にはこれに従い、消防自動車等が優先的に走行できるよう協力してください。

